

公告日 令和 6 年 11 月 28 日

尾鷲総合病院開設者
尾鷲市長

尾鷲総合病院患者テレビシステム等運営事業
公募型プロポーザル実施要領

尾鷲総合病院公募型プロポーザル実施要領に基づき、尾鷲総合病院患者テレビシステム等運営事業公募型プロポーザル実施要領を次のとおり定める。

1 業務の概要

(1) 事業名

尾鷲総合病院患者テレビシステム等運営事業

(2) 目的

患者の療養環境の利便性・快適性・サービスの向上を図るため、テレビシステム等を発注者にレンタル・設置し、適切な運営管理を行うことを目的とする。

(3) 内容

別紙、仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和14年3月31日まで。

※契約締結の日から令和7年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

(5) 履行期間

令和7年4月1日から令和14年3月31日 7年間

(6) 履行場所

三重県尾鷲市上野町5番25号

尾鷲総合病院

2 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号(公募型))

イ 会社概要(様式第2号(公募型))

ウ 業務実績調書(様式第3号)

エ 業務の実施体制(様式第4号)

オ 他の病院でのレンタルシステムの契約実績(150床以上の病院で継続して3年以上)

の実績)がわかるもの(契約書の写し等)

(2) 提出部数

1部

(3) 申込み期間

令和 6年12月 9日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時00分まで。

(4) 提出場所

〒519-3693

三重県尾鷲市上野町5番25号

尾鷲総合病院 病院総務課

TEL0597-22-3111

FAX0597-23-3285

電子メール owase-hp@city.owase.lg.jp

3 現地見学希望

(1) 申込み期間

令和 6年12月12日(木)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時00分まで。

(2) 受付場所

尾鷲総合病院病院総務課(上記2(4)に同じ。)

(3) 提出書類

様式第5号を使用すること。

(4) 提出方法

次のいずれかの方法による。

ア 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時00分まで。)

イ 郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

ウ 電子メール(添付ファイルとして送信し、到着を電話確認すること。)

(5) 現地見学実施日時等について

希望者に別途連絡する。なお、当日は見学のみを行うこととし、質問がある場合「様式第7号」により行うものとする。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問書の様式

様式第7号を使用すること。

(2) 受付期間

令和 6年 12月 19日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8

時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで。

(3) 受付場所

尾鷲総合病院病院総務課(上記 2(4)に同じ。)

(4) 提出方法

質問書を、前記(3)へ電子メールの添付ファイルとして送信し、到着を電話確認すること。

(5) 質問に対する回答

令和 6 年 1 2 月 2 3 日(月)までに尾鷲総合病院ホームページに掲載する。

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書正本には様式第 6 号を付けて提出すること。提出者(住所、電話番号、会社名、代表者)、担当者(担当部署、氏名、電話番号、FAX、E-mail)の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提出者名の記載及び押印はしないこと。また、提出者名が類推できる表現は記載しないこと。

企画提案書には、運用方法、設置備品、院内自主放送、Wi-Fi 設備、保守管理体制、準備スケジュール及び独自提案等の記載をすること。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 0 部

(3) 令和 7 年 1 月 10 日(金)までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(1 2 月 2 8 日から 1 月 5 日まで)を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで。

(4) 提出場所

尾鷲総合病院病院総務課(上記 2(4)に同じ。)

(5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

6 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、尾鷲総合病院患者テレビシステム等運営事業選定委員会が行う。

(2) 選定委員会日程等

ア 日時

令和 7 年 1 月 23 日(木)予定

イ 場所

尾鷲総合病院外来棟 5 階講義室

ウ 次第

・病院総務課からの説明

- ・企画提案書による提案(1提案30分以内)
- ・質疑応答
- ・提案者退場
- ・審査

エ その他

プレゼンテーションの際に備品等(例 パソコン、プロジェクタ等)を使用するときは、事前に病院総務課に連絡し、提案者が準備すること。

また、出席者の人数は3人以内とすること。

(3) 受託候補者の選定

ア 選定委員会において、プレゼンテーションによる審査を行う。応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、プレゼンテーションによる審査の対象から除外する。

イ 選定委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として選定する。

7 選定委員会の結果通知

選定委員会は、令和 7年 2月 6日頃までに、すべての提案者に参加表明書に記載された連絡先に文書により通知する。

8 契約の方法

(1) 契約の締結

受託候補者は、尾鷲総合病院患者テレビシステム等運営事業に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。

9 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。

- (6) 提出書類について、尾鷲市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示します(受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とします。)。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示としますので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出てください。
- (7) 公募に参加しようとする者は、選定委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、選定委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に接触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

10 担当部署

〒519-3693

三重県尾鷲市上野町5番25号

尾鷲総合病院 病院総務課

TEL0597-22-311

FAX0597-23-3285

電子メール owase-hp@city.owase.lg.jp